

対象案件	(仮称)子ども第三の居場所条例の制定について
意見募集期間	令和4年10月15日(土)から令和4年11月14日(月)まで
担当部署(問合せ先)	子育て支援部子ども家庭課 電話 011-372-3311 内 2218
意見提出件数	意見提出者数 2人
	意見提出件数 12件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
ご意見及び理由 学童クラブ、児童会館としても利用できるような幅広い利用方法とすべき	当該施設につきましては、地域に根づく施設を目指し、学童クラブを補完する準児童センター機能を併設した施設として、準児童センター部分は自由来館となっております。
地域に根づくよう固定的な利用者とならないよう幅広い児童が利用できるようにしてほしい	
地域との連携も模索してほしい	当該施設の運営にあたりましては、様々な課外活動プログラムを設ける中で、地域の季節行事に参加する等の地域との連携も想定しております。
将棋オセロといったアナログな遊び道具、優良な漫画図書なども多数設置して心豊かになるような整備をしてほしい	当該施設の整備にあたりましては、実際に施設の利用を予定している地域の小学生を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、将棋・オセロといったマインドゲーム、カードゲーム、ボードゲーム、室内でも体を動かしながら遊べる卓球、縄跳び、バランスボールなどの遊具のほか、豊かな情操の育成に資する優良な図書(漫画等を含む)を選書し、備え付ける予定であります。
運営して子供に接するものは子供の心に配慮できる適切な資格を持ったものが望ましい	当該施設の配置職員につきましては、学習・生活習慣等支援や児童の遊びへの支援に必要なスキルを有する職員などを配置することを想定しております。
利用状況はホームページで公表して欲しい(何歳の子供が何人何回のべ数など)	当該施設の利用状況につきましては、他の公共施設を参考にしながら、利用状況の公表について検討してまいりたいと考えております。
12日の子どもの権利シンポジウムを拝聴いたしました。パネラーの「子どもと適度の距離や間を取る。子どもがその気になるまで待つ。」は第三の居場所の大切な条件だと思います。	当該施設の配置職員につきましては、学習・生活習慣等支援や児童の遊びへの支援に必要なスキルを有する職員などを配置することを想定しており、ご意見のありました子どもへの接し

<p>その居場所で大人が先導するのではなく、静かに子どもが自分で考え行動できるまで、何か月でもその居場所が過ごしやすい様に、大人が遠目に優しく見守り待つ場所、さりげない大人からの挨拶は返事がなくともかけ続ける。</p>	<p>方や見守り等についても対応できるものと考えております。</p>
<p>見守りの経過で「優秀な相談員をあと2名増やす」「子どもがあの人になら相談したい」と思えるような相談員を配置する。</p>	<p>当該施設の運営にあたりましては、食育支援をとおして、対象児童に対し一定の食事を提供することも想定しております。なお、ご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
<p>親への経済的支援も含め、健康に良い食事を安価で提供する。</p>	<p>当該施設の運営にあたりましては、学習・生活習慣等支援機能の部分において、市内に住所を有する、不登校の児童など、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもを受け入れ、安心・安全な居場所の提供をすることを想定しております。</p> <p>また、子どもの権利相談員の巡回子どもの権利相談場所としても活用することを想定しており、子どもの意見表明等、子どもの権利の保障についても努めてまいります。</p>
<p>子どもの「意見表明」についてもお話がありましたが、言葉で表せることが望ましいけれど、言葉にならない言葉にできない表明も現存しています。代表的な子ども達からの表明は「不登校」「不登園」だと思います。また、ヤングケアラーの子ども達青年達も、たとえひと時でも安らぐ居場所が必要です。(西の里だけでなく信頼できる個人家庭でも受け入れたいと思っている人から聞くことが出来ました。あくまでも子どもの心を傷つけない信頼できる家庭探しは手間暇がかかるとは思います。今後の人と人とのふれあいに使えるシステム作りも在りかと思えます。)</p>	<p>当該施設につきましては、地域に根付く施設を目指しつつ、子どもたちにとってもよりよい施設となるよう努めてまいります。</p>
<p>未来を担う子ども達は、今、居場所を必要としている子ども達青年達も担ってくれることに確信を持って建物や形だけでなく実質子ども達が安心して気楽に行ける、そして居続けられる、待ってくれる居場所になりますように切に願います。</p>	